

議案第 2 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条、第4条の2及び第4条の3の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と勤務時間条例第4条の3の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間に対して勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を、勤務時間条例

第4条の3の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間に対して勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間条例第7条の3第1項に規定する代休時間を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち、当該代休時間の指定に代えられた100分の150（その勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175。以下この項において同じ。）の割合の時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては当該時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の、100分の50の割合の時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては当該時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。この場合において、職員には、勤務しなかった代休時間について、正規の給与を支給する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

労働基準法の一部改正に伴い、正規の勤務時間外に勤務した時間と週休日の振替によりあらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が月に60時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給割合を改定すること等のため、この条例を制定するものである。